# 独立行政法人医薬品医療機器総合機構職員給与規程

平成16年4月1日16 規程第4号

改正 平成17年 2月 2日17規程第 4 号 平成17年 3月31日17規程第28号 平成18年10月31日18規程第 9 号 平成18年11月30日18規程第14号 平成19年 3月30日19規程第 6 号 平成19年 7月18日19規程第20号 平成19年11月28日19規程第24号 平成20年 4月 1日20規程第 7 号 平成20年12月25日20規程第13号 平成21年 3月18日21規程第 3号 平成21年 6月11日21規程第 6号 平成21年11月30日21規程第17号 平成22年 3月30日22規程第 2号 平成22年11月30日22規程第15号 平成23年 3月29日23規程第 5号 平成24年 3月29日24規程第 7号 平成24年 7月20日24規程第21号 平成25年 3月14日25規程第 3号 平成25年 3月28日25規程第 8号 平成25年 9月30日25規程第21号 平成26年 3月20日26規程第 4号 平成26年 3月20日26規程第 7号 平成26年12月 9日26規程第25号 平成27年 3月31日27規程第 2号 平成27年 7月28日27規程第15号 平成27年 8月18日27規程第21号 平成28年 3月14日28規程第 1号 平成28年 6月24日28規程第16号 平成28年12月14日28規程第22号 平成29年 1月24日29規程第 2号 平成30年 1月11日30規程第 1号 平成30年 1月29日30規程第 2号 平成30年 4月23日30規程第13号

(総則)

第1条 独立行政法人医薬品医療機器総合機構(以下「機構」という。)の職員(独立行政 法人医薬品医療機器総合機構職員就業規則(平成16年規程第2号。以下「就業規則」 という。)第2条第1項に規定する職員をいう。以下同じ。)に対する給与の支給につ いては、この規程の定めるところによる。

#### (給与の種類)

- 第2条 職員の給与の種類は、次のとおりとする。
  - (1) 俸給
  - (2) 扶養手当
  - (3) 地域手当
  - (4) 通勤手当
  - (5) 単身赴任手当
  - (6) 住居手当
  - (7) 初任給調整手当
  - (8) 超過勤務手当
  - (9) 賞与

## (給与の支払)

- 第3条 職員の給与は、その全額を通貨で、直接職員に支払うものとする。ただし、法令 及び労使協定による書面での定めに基づき職員の給与から控除すべき金額がある場合に は、その職員に支払うべき給与の金額から、その金額を控除して支払うものとする。
- 2 職員が給与の全部又は一部につき自己の預貯金への振込みを申し出た場合には、その 方法によって支払うことができる。

### (職員別給与台帳)

第4条 理事長は労働基準法(昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。)第1 08条に規定する事項を記載した給与台帳を職員別に作成し、これに基づいて給与を支 払わなければならない。

#### (俸給)

- 第5条 職員の受ける俸給は、所定の勤務時間による勤務に対する報酬とし、能力基準給 及び職務給により構成する。
- 2 前項に規定する能力基準給は、職員が保有する能力や経験等に基づき別に定める能力 等級に応じ、俸給表において定める等級及び号俸により決定する。
- 3 第1項に規定する職務給は、職員の職務の内容に基づき別に定める職務等級により決定し、その額は、職務の内容に応じて支給する職務基本給及び次表に掲げる職務等級に該当する職員に対して支給する職責給の合計額とする。

ただし、月の初日から末日までの全日数にわたって勤務しなかった場合(業務上の負傷若しくは疾病又は通勤(労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号。以下「労

災保険法」という。)第7条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。)による負傷若しくは疾病(以下「業務上の傷病」という。)による休職又は欠勤による場合を除く。)は、その月の職責給を支給しない。

職務等級	職責給額(月額)
MGR I	130,300円
MGR II	117,500円
MGRⅢ, SPTI	110,600円
MGRIV, SPTII	81,200円

- 4 前項に規定する職責給には、第19条第1項及び第20条第1項に規定する超過勤務 手当に相当するものとして、職責給の額に100分の90を乗じて得た額が含まれてい るものとする。
- 5 職員の俸給表の種類及び適用範囲は、別表第1及び別表第2のとおりとし、その額は、 月額とする。

# (初任給)

第6条 新たに採用する者の初任給は、その者の学歴、免許、職務経歴等及び他の職員と の均衡を考慮して、別に定めるところにより決定する。

## (昇格及び降格)

- 第7条 理事長は、職員の人事評価結果(独立行政法人医薬品医療機器総合機構人事評価 規程(平成19年規程第7号。以下「人事評価規程」という。)の規定に基づき、職員 の職務を通じた機構への貢献の程度、職務の遂行の状況及び職員の能力を評価した結果 をいう。以下同じ。)に基づき、能力等級を1級上位の等級に昇格又は職務等級を上位 の等級に昇格若しくは下位の等級に降格させることができる。
- 2 職員を昇格又は降格させた場合におけるその者の俸給月額は、別に定めるところによる。

#### (昇給及び降給)

- 第8条 理事長は、人事評価規程第7条第2項の規定により決定される評語及び勤務日数 に基づき、別に定めるところにより、能力基準給を昇給又は職務給を昇給若しくは降給 させることができる。
- 2 前項の場合において、職員の能力基準給の号俸が能力等級における最上位の号俸を超 える場合は、同一の能力等級にある間、昇給しない。
- 3 第1項に規定する昇給及び降給は毎年7月1日に行う。ただし、理事長が必要と認める場合は、理事長が定める日に昇給させることができる。
- 4 能力基準給及び職務給の昇給は、機構の業務の実績が悪化した場合その他理事長が別に定めるところにより、行わないことができる。

## (給与の支給日)

第9条 俸給、扶養手当、地域手当、通勤手当、単身赴任手当、住居手当及び初任給調整

手当は、その月の額の全額を毎月15日に、超過勤務手当は、その月の分を翌月15日に支給するものとする。ただし、15日が休日に当たるときは前日(その日が休日に当たるときは、その日以後において、その日に最も近い休日でない日)に支給するものとする。

- 2 賞与は、6月30日及び12月10日に支給する。ただし、その日が日曜日に当たる ときは、その日の前々日に支給し、その日が土曜日に当たるときは、その日の前日に支 給するものとする。
- 3 前2項に規定する支給日に給与を支給することができない場合には、理事長が指定した日を、支給日とすることができるものとする。

## (日割計算)

- 第10条 新たに職員となった者又は昇給等により俸給月額に異動を生じた者には、その 日から新たに定められた俸給及び地域手当並びに初任給調整手当(支給を受ける者に限 る。)を支給する。
- 2 休職、停職、就業規則第45条の規定による育児休業又は就業規則第46条の2の規定による配偶者同行休業が終了した者には、その日から俸給、扶養手当(支給を受ける者に限る。)、地域手当、単身赴任手当(支給を受ける者に限る。)及び住居手当(支給を受ける者に限る。)並びに初任給調整手当(支給を受ける者に限る。)(以下この条において「俸給等」という。)を支給する。
- 3 職員が休職若しくは停職にされ又は育児休業若しくは配偶者同行休業を始めた場合に は、その日の前日までの俸給等を支給する。
- 4 職員が退職し、又は解雇された場合には、その日までの俸給、地域手当及び初任給調整手当(支給を受ける職員に限る。)を支給する。
- 5 前4項の規定により俸給等を支給する場合であってその月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その俸給等の額は、その月の現日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割によって計算する。

#### (扶養手当)

- 第11条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。)に係る扶養手当は、俸(I)9等級以上職員等(別表第1の俸給表Iの適用を受ける職員でその職務の等級が9等級以上であるもの及び別表第2の俸給表Iの適用を受ける職員でその職務の等級が4等級以上であるものをいう。以下同じ。)に対しては、支給しない。
- 2 前項の扶養親族とは、次の各号の一に該当する者であって、他に生計の途がなく、主 としてその職員の扶養を受けているものをいう。
  - (1) 配偶者(婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)
  - (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

- (3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
- (4) 満60歳以上の父母及び祖父母
- (5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
- (6) 著しい障害の状態にある者
- 3 扶養手当の月額は、扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき7,900円 (別表第1の俸給表Iの適用を受ける職員でその職務の等級が8等級であるもの(以下 「俸(I)8等級職員」という。)にあっては、4,300円)とし、前項第2号に該 当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき12,20 0円とする。
- 4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、6,100円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。
- 第12条 新たに職員となった者に扶養親族(俸(I)9等級以上職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。)がある場合、俸(I)9等級以上職員等から俸(I)9等級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合には、その職員は、直ちにその旨を理事長に届け出なければならない。
  - (1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合(俸 (I) 9等級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。)
  - (2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び俸(I)9等級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。)
- 2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族(俸(I) 9等級以上職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。)がある場合には、その者が職員となった日、俸(I) 9等級以上職員等から俸(I) 9等級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が俸(I) 9等級以上職員等以外の職員となった日、職員に扶養親族(俸(I) 9等級以上職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。)で同項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合には、それぞれの者が離職し、又は死亡した日、俸(I) 9等級以上職員等以外の職員から俸(I) 9等級以上職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が俸(I) 9等級以上職員等となった日、扶養手当を受けている職員の扶養親族(俸(I) 9等級以上職員等にあっ

ては、扶養親族たる子に限る。)で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合には、その事実が生じた日の属する月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

- 3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合には、これらの事実が生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号又は第3号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。
  - (1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合
  - (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族(俸(I)9等級以上職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。)で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合
  - (3) 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係る ものがある俸(I) 9等級以上職員等が俸(I) 9等級以上職員等以外の職員となっ た場合
  - (4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある俸(I) 8等級職員が俸(I) 8等級職員及び俸(I) 9等級以上職員等以外の職員となった場合
  - (5) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で俸(I) 9等級以上職員等以外のものが俸(I) 9等級以上職員等となった場合
  - (6) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある職員で俸 (I) 8等級職員及び俸 (I) 9等級以上職員等以外のものが俸 (I) 8等級職員となった場合
  - (7) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかったものが特定期間にある子となった場合
- 4 国又は理事長がこれに準ずると認めた法人(以下「国等」という。)の職員であって 扶養親族があるものがその任命権者の要請に応じて月の1日に退職し、同月の2日に引 き続きこの規程の適用を受ける職員となった場合又は当該退職した月の3日にこの規 程の適用を受ける職員となった場合において、この規程を受ける職員となった月の分と して国等から扶養手当に相当する給付を受けないときは、第2項の規定にかかわらず、 当該職員にその月の扶養手当を支給する。

# (地域手当)

- 第13条 地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における 物価等を考慮して、東京都特別区及び大阪市に在勤する職員及び在宅勤務を命じられた 職員に地域手当を支給する。
- 2 前項に規定する地域手当の月額は、俸給及び扶養手当の月額の合計額に一般職の職員

の給与に関する法律(昭和25年法律第95号。次項において「給与法」という。)第11条の3第2項各号に掲げる地域手当の級地の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- 3 前項の地域手当の級地は、給与法の規定による。
- 4 第2項の規定に関わらず、東京都特別区に引き続き6箇月を超えて在勤する職員が異動により新たに大阪市に在勤することとなった場合には、異動後1年の間の級地は、一級地とする。
- 5 前4項に規定するもののほか、地域手当の支給に関し必要な事項は、国家公務員の例 に準じる。

## (通勤手当)

- 第14条 通勤手当は、次の各号に掲げる職員に支給する。
  - (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)
  - (2) 通勤のため自動車その他の交通用具(以下「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)
  - (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員(交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)
- 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
  - (1) 前項第1号に掲げる職員

支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。)が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額 イ 自動車等の使用距離(以下この号において「使用距離」という。)が片道5キロ

- メートル未満である職員 2,000円
- ロ 使用距離が片道 5 キロメートル以上 1 0 キロメートル未満である職員 4,2 0 0円
- ハ 使用距離が片道 1 0 キロメートル以上 1 5 キロメートル未満である職員 7, 1 0 0 円
- 二 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 10, 000円
- ホ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 12, 900円
- へ 使用距離が片道 25 キロメートル以上 30 キロメートル未満である職員 15, 800円
- ト 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 18, 700円
- チ 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 21, 600円
- リ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 24, 400円
- ヌ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 26, 200円
- ル 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 28, 000円
- ヲ 使用距離が片道 5 5 キロメートル以上 6 0 キロメートル未満である職員 2 9, 8 0 0 円
- ワ 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 31,600円
- (3) 前項第3号に掲げる職員

交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して別に定める区分に応じ、前2号に定める額(1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)、第1号に定める額又は前号に定める額

3 事務所を異にする異動又は在勤する事務所の移転に伴い、所在する地域を異にする事務所に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は事務所の移転の直前の住所からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等(以下「新幹線鉄道等」という。)でその利用が通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。)を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。)が20,000円を超えるときは、支給単位期間につき、20,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額が20,000円を超えるときは、その者の新幹線鉄道等に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、20,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)
- (2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額
- 4 前項の規定は、国家公務員等(独立行政法人医薬品医療機器総合機構職員退職手当支 給規程(平成16年規程第6号)第12条に規定する「国家公務員等」をいう。以下同 じ。)であった者から引き続き俸給表の適用を受ける職員となった者その他同項の規定 による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員について準 用する。
- 5 通勤手当は、人事院規則9-24第18条の2第1項に規定する支給単位期間等に係る最初の月の第9条第1項に定める日に支給する。
- 6 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の別に定める事由が生じた場合には、 当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して別に定める 額を返納させるものとする。
- 7 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として別に定める期間(自動車等に係る通勤手当にあっては、1箇月)をいう。
- 8 前各号に規定するもののほか、通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、国家公 務員の例に準じる。

### (単身赴任手当)

- 第15条 事務所を異にする異動又は在勤する事務所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は事務所の移転の直前の住居から当該異動又は事務所の移転の直後に在勤する事務所に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する事務所に通勤することが、通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。
- 2 単身赴任手当の月額は、30,00円(別に定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離(以下単に「交通距離」という。)が別に定める距離以上である職員にあっては、その額に、70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて別に定める額を加算した額)とする。
- 3 国家公務員等であった者から引き続き俸給表の適用を受ける職員となり、これに伴い、

住居を移転し、父母の疾病その他の別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する事務所に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員(任用の事情等を考慮して別に定める職員に限る。)その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員には、前2項の規定に進じて、単身赴任手当を支給する。

- 4 前3項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。
- 5 前4項に規定する別に定める事項は、国家公務員の例に準じて定めるものとする。

## (住居手当)

- 第16条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。
  - (1) 自ら居住するため住宅(賃間を含む。第2号について同じ。)を借り受け、月額1 2,000円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員
  - (2) 第15条第1項及び第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものと権衡上必要があると認められるもの
- 2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。
  - (1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じてそれぞれ次に掲げる額 (その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額) に相当する額 イ 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から12,000円を控除した額
    - ロ 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは16,000円)を11,000円に加算した額
  - (2) 前項第2号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額(その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)
- 3 次の各号の一に掲げる職員は、第1項各号に規定する職員には該当しないものとする。
  - (1) 国、又は企業から宿舎を貸与された職員
  - (2) 配偶者、父母又は配偶者の父母で、職員の扶養親族たる者(第12条の規定による 届出がされている者に限る。以下同じ。)以外のものが所有し、又は借り受け、居住 している住宅及び職員の扶養親族たる者が所有する住宅並びに別に定めるこれらに準 ずる住宅の全部又は一部を借り受けて当該住宅に居住している職員
- 4 前3項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は別に定める。

# (初任給調整手当)

第17条 医学、歯学、生物統計学、情報システム又は臨床試験のデータマネジメントに関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる

職に新たに採用された職員には、月額184,500円を超えない範囲内の額を、初任給調整手当として支給する。

- 2 前項の職に在職する職員のうち、同項の規定により初任給調整手当を支給される職員 との権衡上必要があると認められる職員には、同項の規定に準じて、初任給調整手当を 支給する。
- 3 前2項の規定により初任給調整手当を支給される職員の範囲、初任給調整手当の支給 期間及び支給額その他初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

### (給与の減額)

- 第18条 職員が勤務しないときは、その勤務しないことにつき特に承認があった場合を除くほか、その勤務しない1時間につき第24条第1項に規定する勤務時間1時間当たりの給与の額を減額して給与を支給する。
- 2 前項の減額の基礎となる勤務しなかった時間数は、その給与期間の全時間数によって 計算するものとし、その時間数に30分未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、 30分以上1時間未満の端数を生じたときは、これを1時間に切り上げるものとする。

## (フレックスタイム制適用職員の給与の減額)

- 第18条の2 就業規則第33条の3第1項の規定によりフレックスタイム制を適用する職員(以下この条及び第20条において「フレックスタイム制適用職員」という。)の清算期間における総労働時間が、当該清算期間における所定総労働時間(以下この条及び第20条において「所定総労働時間」という。)に不足する場合には、その不足する1時間につき第24条第1項に規定する勤務時間1時間当たりの給与の額を減額して給与を支給する。
- 2 前項の減額の基礎となる勤務しなかった時間数は、その給与期間の全時間数によって 計算するものとし、その時間数に30分未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、 30分以上1時間未満の端数を生じたときは、これを1時間に切り上げるものとする。

### (超過勤務手当)

- 第19条 就業規則第37条第1項の規定により所定の勤務時間を超え、又は所定の休日に勤務することを命ぜられた職員には、超過勤務手当として、その勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第24条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与の額に次の各号に掲げる勤務の区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額を支給する。
  - (1) 所定の休日以外の日における所定の勤務時間を超えた時間にした勤務 100分の 125
  - (2) 所定の休日における勤務 100分の135
- 2 就業規則第37条第1項の規定により勤務を命ぜられた勤務時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、超過勤務手当として、第24条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与の額に100分の25の割合を乗じて得た額を支給する。
- 3 就業規則第37条第1項の規定により命ぜられてした勤務が1箇月について60時間

を超えた場合は、その60時間を超えて勤務した全時間(就業規則第37条の2第1項の規定により指定された超勤代替休暇に勤務しなかった場合の当該超勤代替休暇に代えられた60時間超過時間の時間数を除く。)に対して、勤務1時間につき、超過勤務手当として、第24条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与の額に次の各号に掲げる勤務の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額を支給する。

- (1) 所定の休日以外の日における所定の勤務時間を超えた時間にした勤務 100分の25
- (2) 所定の休日における勤務 100分の15
- 4 前3項の超過勤務手当の支給の基礎となる勤務時間数は、その給与期間の全時間数(超過勤務手当のうち支給割合を異にする部分があるときは、その異にする部分ごとに各別に計算した時間数)によって計算するものとし、その時間数に30分未満の端数を生じたときは、これを1時間に切り上げるものとする。
- 5 就業規則第37条の2第1項の規定により指定された超勤代替休暇に勤務した場合に おいて支給する当該超勤代替休暇の指定に代えられた60時間超過時間の時間数に係 る超過勤務手当の支給日については、第9条第1項の規定にかかわらず、その指定され た超勤代替休暇に勤務した日の属する月の翌月の15日に支給するものとする。ただし、 15日が休日に当たるときは前日(その日が休日に当たるときは、その日以後において、 その日に最も近い休日ではない日)に支給するものとする。

# (フレックスタイム制適用職員の超過勤務手当)

- 第20条 フレックスタイム制適用職員で、所定総労働時間を超え、又は所定の休日に勤務することを命ぜられた職員には、超過勤務手当として、その勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第24条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与の額に次の各号に掲げる勤務の区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額を支給する。
  - (1) 所定の休日以外の日における所定総労働時間を超えた時間にした勤務 100分の125
  - (2) 所定の休日における勤務 100分の135
- 2 フレックスタイム制適用職員で、午後10時から翌日の午前5時までの間で勤務した職員には、その勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、超過勤務手当として、第24条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与の額に100分の25を乗じて得た額を支給する。
- 3 フレックスタイム制適用職員で、所定総労働時間を超えた時間が60時間を超えた場合は、その60時間を超えて勤務した全時間(就業規則第37条の2第1項の規定により指定された超勤代替休暇に勤務しなかった場合の当該超勤代替休暇に代えられた60時間超過時間の時間数を除く。)に対して、勤務1時間につき、超過勤務手当として、第24条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与の額に次の各号に掲げる勤務の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額を支給する。
  - (1) 所定の休日以外の日における所定総労働時間を超えた時間にした勤務 100分の25

- (2) 所定の休日における勤務 100分の15
- 4 前3項の超過勤務手当の支給の基礎となる勤務時間数は、その給与期間の全時間数(超過勤務手当のうち支給割合を異にする部分があるときは、その異にする部分ごとに各別に計算した時間数)によって計算するものとし、その時間数に30分未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、30分以上1時間未満の端数を生じたときは、これを1時間に切り上げるものとする。
- 5 就業規則第37条の2第1項の規定により指定された超勤代替休暇に勤務した場合において支給する当該超勤代替休暇の指定に代えられた60時間超過時間の時間数に係る超過勤務手当の支給日については、第9条第1項の規定にかかわらず、その指定された超勤代替休暇に勤務した日の属する月の翌月の15日に支給するものとする。ただし、15日が休日に当たるときは前日(その日が休日に当たるときは、その日以後において、その日に最も近い休日ではない日)に支給するものとする。

# (フレックスタイム制適用職員に係る勤務時間数の算定)

- 第21条 第18条の2又は前条の規定により給与を減額し、又は超過勤務手当を支給する場合における勤務時間数の計算については、次の各号に掲げる時間を勤務しなかった時間として算定し、当該各号に掲げる規定は適用しない。
- (1) 就業規則第46条の規定による介護休暇又は介護時間の承認を受けて勤務しない時間 第29条第1項及び第2項
- (2) 就業規則第46条の3の規定による不妊治療のための休暇の承認を受けて勤務しない時間 第29条の2
- (3) 就業規則第46条の4の規定による学位取得休暇の承認を受けて勤務しない時間 第 29条の3
- (4) 独立行政法人医薬品医療機器総合機構育児休業等に関する規程(平成16年規程第18号。以下「育児休業等規程」という。) 第8条第1項に規定する育児時間の承認を受けて勤務しない時間 第30条第4項

### (特定の職員についての適用除外)

第22条 第19条第1項及び第3項並びに第20条第1項及び第3項の規定は、第5条 第3項に規定する職責給の支給を受ける職員には適用しない。

#### (端数計算)

第23条 第18条及び第18条の2に規定する勤務1時間当たりの給与の額及び第19条及び第20条の規定により勤務1時間につき支給する超過勤務手当の額を算定する場合において、その額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

# (勤務1時間当たりの給与の額)

第24条 第18条第1項、第18条の2第1項、第19条第1項、第20条第1項、第 29条第1項及び第2項並びに第30条第4項に規定する勤務1時間当たりの給与の 額は、俸給月額(職責給の月額を除く。以下この項及び第25条第3項において同じ。) 及び俸給月額に第13条第2項に規定し、又は同条第3項により決定された地域手当の 支給割合を乗じて得た額の合計額に12を乗じ、その額を1週間の所定の勤務時間に5 2を乗じたもので除して得た額とする。

2 第19条第2項及び第3項並びに第20条第2項及び第3項に規定する勤務1時間当たりの給与の額は、俸給月額(第5条第4項に規定する超過勤務手当に相当する額を除く。以下この項において同じ。)及び俸給月額に第13条第2項に規定し、又は同条第3項により決定された地域手当の支給割合を乗じて得た額の合計額に12を乗じ、その額を1週間の所定の勤務時間に52を乗じたもので除して得た額とする。

# (賞与)

- 第25条 賞与は、6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)に それぞれ在職する職員に対して支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は 解雇された職員(別に定める職員を除く。)についても、同様とする。ただし、職員が 次の各号の一に該当する場合は、当該各号の基準日に係る賞与(第5号に掲げる者にあ っては、その支給を一時差し止めた賞与)は、支給しない。
  - (1) 職員が基準日前1箇月以内に理事長の要請に応じ退職して、引き続き国等の職員となった場合
  - (2) 職員が就業規則第62条第1項第3号の規定により停職にされている場合
  - (3) 職員が基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第62条 第1項第4号の規定により懲戒解雇にされた場合
  - (4) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に 離職した職員(前号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日 までの間に禁錮以上の刑に処せられた場合
  - (5) 次条第1項の規定により賞与の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を 取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮 以上の刑に処せられた場合
- 2 賞与の額は、賞与基礎額に、別に定める賞与係数(職務等級及び人事評価規程第7条 第2項の規定により決定された評語に基づき決定される賞与の算出に用いる係数をい う。)及び賞与の支給対象期間(基準日以内6箇月間をいう。)内の勤務日数に基づく 別に定める期間率を乗じて得た額とする。
- 3 前項の賞与基礎額は、それぞれの基準日現在(退職し、又は解雇された職員にあっては、退職し、又は解雇された日現在)において職員が受けるべき俸給月額及び俸給月額に第13条第2項に規定し、又は同条第3項により決定された地域手当の支給割合を乗じて得た額の合計額とする。
- 4 国等の職員が、引き続きこの規程の適用を受ける職員となった場合において、この者に対して賞与を支給するときは、その国等の職員として在職した期間は、この規程の適用を受ける職員として在職した期間とみなす。ただし、この規程の適用を受ける職員となった日から起算して1年間は、前2項の規定にかかわらず、賞与の額を調整することができる。

- 第26条 理事長は、就業規則第9条第1項第3号の規定により休職を命じている職員又は支給日に賞与を支給することとされていた職員であって当該支給日の前日までに離職したものについて、次の各号のいずれかに該当するときは、当該賞与の支給を一時差し止めることができる。
  - (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続きによるものを除く。第2項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合
  - (2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し賞与を支給することが、機構の公共的使命に対する国民の信頼を確保し、賞与に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。
- 2 理事長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、 速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場 合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関 し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らか に反すると認めるときは、この限りでない。
  - (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合
  - (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
  - (3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る賞与の基準日から起算して1年を経過した場合
- 3 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、 賞与の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを 妨げるものではない。
- 4 理事長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

### 第27条 削除

(欠勤者の給与)

第28条 職員が負傷又は疾病により欠勤し、その際に医師の診断書を添えて欠勤の届出を行い承認を受けた場合には、給与として、欠勤の承認を受けた期間中の俸給、扶養手当(支給を受ける職員に限る。)、地域手当、単身赴任手当(支給を受ける職員に限る。)

及び住居手当(支給を受ける職員に限る。)の全額を支給する。ただし、労災保険法の 定めるところに従い、休業補償給付又は長期傷病補償給付を受ける場合には、給与の額 からそれらの補償の額を控除した残額を支給する。

## (介護休暇者の給与)

- 第29条 就業規則第46条の規定に基づき、介護休暇の承認を受けて勤務しない場合には、その勤務しない1時間につき、第24条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与の額を減額して給与を支給する。
- 2 職員が就業規則第46条の規定による介護時間の承認を受けて勤務時間の一部について勤務しない場合には、その勤務しない1時間につき、第24条第1項に規定する勤務 1時間当たりの給与の額を減額して給与を支給する。
- 3 前2項に規定するもののほか、介護休暇及び介護時間に係る給与の支給に関し必要な 事項は別に定める。

#### (不妊治療のための休暇取得者の給与)

第29条の2 就業規則第46の3の規定に基づき不妊治療のための休暇の承認を受けて 勤務しない場合には、その勤務しない1時間につき、第24条第1項に規定する勤務1 時間当たりの給与の額を減額して給与を支給する。

# (学位取得休暇者の給与)

第29条の3 就業規則第46の4の規定に基づき学位取得休暇の承認を受けて勤務しない場合には、その勤務しない1時間につき、第24条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与の額を減額して給与を支給する。

# (育児休業者等の給与)

- 第30条 育児休業をしている者の当該育児休業期間中の給与は支給しない。
- 2 第25条第1項に規定する基準日に育児休業をしている職員のうち、直前の基準日の 翌日から基準日までの間に勤務した期間がある職員には、前項の規定にかかわらず、当 該基準日に係る賞与を支給する。
- 3 育児休業をした職員が職務に復帰した場合におけるその者の俸給については、部内の 他の職員との均衡上必要と認められる範囲内において、必要な調整を行うことができる。
- 4 職員が育児休業等規程第8条第1項の規定による育児時間の承認を受けて勤務時間の一部について勤務しない場合には、その勤務しない1時間につき、第24条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与の額を減額して給与を支給する。
- 5 前4項に定める事項のほか、育児休業者等の給与の支給に関し必要な事項は別に定める。

# (配偶者同行休業者の給与)

- 第31条 配偶者同行休業をしている者の当該配偶者同行休業期間中の給与は支給しない。
- 2 第25条第1項に規定する基準日に配偶者同行休業をしている職員のうち、直前の基

準日の翌日から基準日までの間に勤務した期間がある職員には、前項の規定にかかわらず、当該基準日に係る賞与を支給する。

- 3 配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合におけるその者の俸給については、 部内の他の職員との均衡上必要と認められる範囲内において、必要な調整を行うことが できる。
- 4 前3項に定める事項のほか、配偶者同行休業者の給与の支給に関し必要な事項は別に定める。

## (休職者の給与)

- 第32条 就業規則第11条第2項に規定する休職を命ぜられた職員の給与については、 次の各号による。
  - (1) 職員が業務上の傷病により休職を命ぜられた場合は、当該休職の期間中の給与の全額を支給する。ただし、労災保険法の定めるところに従い、休業補償給付又は長期傷病補償給付がある場合には、給与の額からそれらの補償の額を控除した残額を支給する。
  - (2) 職員が就業規則第9条第1項第1号又は第2号の規定により休職を命ぜられた場合には、その休職の期間が1年(結核性疾病にあっては2年)に達するまでは、俸給(職責給を除く。)、扶養手当(支給を受ける職員に限る。)、地域手当及び住居手当(支給を受ける職員に限る。)(以下この条において「俸給等」という。)の100分の80を支給する。
  - (3)職員が就業規則第9条第1項第3号の規定により休職を命ぜられた場合には、その休職の期間中の給与は支給しない。
  - (4) 職員が就業規則第9条第1項第4号の規定により休職を命ぜられた場合には、その休職の期間中の給与については、そのつど定める。

# (退職者の給与)

第33条 就業規則第13条第1項第1号(業務上の傷病のため退職した場合に限る。) 若しくは第13条第1項第3号に該当して退職した場合、又は就業規則第14条第1項 第6号から第8号までに該当して解雇された場合には、第10条第4項の規定にかかわ らず、その者が現に受けるべきその月分の俸給、地域手当及び初任給調整手当(支給を 受ける者に限る。)の全額を支給する。死亡の場合においても、同様とする。

#### (端数の処理)

第34条 この規程により算出した金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

# (この規程により難い場合の措置)

第35条 特別の事情によりこの規程によることが著しく不適当である場合の取扱いは、 理事長の定めるところによる。 (実施に関し必要な事項)

第36条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附則

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 機構の成立の日の前日に、医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構、国立医薬品食品衛生研究所医薬品医療機器審査センター又は財団法人医療機器センター(以下「3機関」という。)に在職した職員であって、機構の成立の日に引き続き機構の職員となった者の本規程における在職期間の算定については、機構の成立の前日における3機関それぞれの規程等により計算された在職期間を機構の職員としての在職期間に通算して取り扱うものとする。
- 3 平成24年8月1日から平成26年3月31日までの間(以下「特例期間」という。) における職員に対する次の各号に掲げる給与(賞与を除く。)の支給に当たっては、当 該給与の月額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。
  - (1) 俸給(職責給を除く。) 当該職員の能力基準給月額に2を乗じて得た額に当該職員の能力等級に応じそれぞれ次の表に定める割合(以下「支給減額率」という。) を乗じて得た額
    - イ 別表第1の適用を受ける職員

等級	割合
2等級以下	100分の4.77
3等級から6等級まで	100分の7.77
7等級以上	100分の9.77

ロ 別表第2の適用を受ける職員

等級	割合
1 等級	100分の4.77
2等級	100分の7.77
3 等級以上	100分の9.77

- (2)職責給 当該職員の職責給月額に100分の10を乗じて得た額
- (3)地域手当 当該職員の能力基準給月額に2を乗じて得た額に100分の18を乗じて得た額に支給減額率を乗じて得た額及び当該職員の職責給月額に100分の18 を乗じて得た額に100分の10を乗じて得た額の合計額
- (4) 第32条第1号から第3号までの規定により支給される給与 当該職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額
  - イ 第32条第1号 前各号に定める額
  - 口 第32条第2号 第1号及び第3号に定める額に、休職の期間が1年(結核性疾病にあっては2年)に達するまでは100分の80を、その期間を超えた休職の期間中は100分の60を乗じて得た額
  - ハ 第32条第3号 第1号及び第3号に定める額に100分の60を乗じて得た 額
- 4 特例期間における職員に対する賞与の支給に当たっては、当該職員が受けるべき賞与

の額から、当該賞与の額に100分の9.77を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

- 5 特例期間における第18条及び第19条の適用に当たっては、第24条に規定する勤務1時間当たりの給与の額は、同条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与の額から、俸給月額(職責給の月額を除く。本項において以下同じ。)及び俸給月額に100分の18を乗じて得た額の合計額に12を乗じて得た額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。
- 6 特例期間においては、独立行政法人医薬品医療機器総合機構役員給与規程等の一部を改正する規程(平成22年11月30日22規程第15号)附則第3項の規定の適用を受けることとなる職員に対する給与の支給に当たっては、同項の規定により減額した後の給与の額及び独立行政法人医薬品医療機器総合機構職員給与規程の一部を改正する規程(平成23年3月29日23規程第5号)附則第2項に基づき算定した給与の額を、それぞれ当該職員が本来受けるべき給与の額とみなして、前3項の規定を適用する。
- 7 前4項の規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 8 前5項に規定するもののほか、特例期間における給与の支給に関しては、「国家公務員の 給与の改定及び臨時特例に関する法律」(平成24年法律第2号)第9条の規定に準じるも のとする。
- 9 平成25年4月1日において31歳以上39歳未満の職員(その職員の受ける能力基準給の級における最高号俸を受けるものを除く。)のうち、平成20年7月1日又は平成21年7月1日のいずれかにおいて給与規程第8条の規定により昇給した職員の、平成25年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合の同日に受けることとなる号俸の1号俸とする。
- 10 前項に規定するもののほか、他の職員との権衡上必要があると認められる職員の号 俸の調整は、人事院規則 9-113 (平成 2 5 年 4 月 1 日における号俸の調整) その他の国 家公務員における取扱いに準じるものとする。
- 11 前2項の適用にあたって必要な取扱いについては、国家公務員の例に準じるものとする。

附 則(平成17年2月2日17規程第4号)

この規程は、平成17年2月2日から施行し、改正後の独立行政法人医薬品医療機器総合機構職員給与規程の規定は、平成16年4月1日から適用する。

附 則(平成17年3月31日17規程第28号) この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成18年10月31日18規程第9号) この規程は、平成18年11月1日から施行する。

附 則(平成18年11月30日18規程第14号)

この規程は、平成18年12月1日から施行する。

附 則(平成19年3月30日19規程第6号)

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の独立行政法人医薬品医療機器総合機構職員給与規程(以下「新給与規程」という。)第8条第1項の規定にかかわらず、平成19年7月1日において、能力基準給は1号俸を、職務基本給は能力基準給の昇給額と同額を昇給させることができる。ただし、平成19年3月31日に独立行政法人医薬品医療機器総合機構(以下「機構」という。)に在籍していた職員に限る。
- 3 新給与規程第13条第2項の規定にかかわらず、地域手当の支給割合は、平成22年 3月31日までの間、人事院規則9-49附則別表第2で定める割合とする。
- 4 新給与規程第22条の規定にかかわらず、平成21年3月31日までの間、MGRIV 又はSPTの職務等級に該当する職員に超過勤務手当を支給する。この場合において、 当該職員に関する勤務1時間当たりの給与の額は、この規定による改正後の第24条第 2項に定める額とし、当該職員に支給する超過勤務手当の額は、この規程による改正後 の第19条の規定に基づき算出した額からこの規程による改正後の第5条第4項に定 める超過勤務手当に相当する額を減じて得た額とする。
- 5 新給与規程の規定に基づき算出した平成19年6月又は12月の賞与の額と、この規程による改正前の給与規程に基づき算出した平成18年6月又は12月の期末手当の額(扶養手当に相当する額を除く。)及び勤勉手当の額の合計額にそれぞれ差額が生じる場合は、平成22年3月31日までの間、6月及び12月に支給する賞与それぞれの額に次の各号に掲げる調整額を加えるものとする。ただし、平成19年3月31日に機構に在籍していた職員に限る。
  - (1) 平成19年度 調整額=平成18年6月又は12月の期末手当の額及び勤勉手当の 額の合計額-平成19年6月又は12月の賞与の額
  - (2) 平成20年度 調整額=平成19年6月又は12月の調整額×80%
  - (3) 平成21年度 調整額=平成19年6月又は12月の調整額×40%
- 6 新給与規程第25条第4項の規定に平成19年4月1日以降において新たに該当する者に対し賞与の額を調整する場合については、新給与規程の規定に基づき算出した6月又は12月の賞与の額(この規程の適用を受ける職員となった日から起算して1年間に支給する賞与(以下「機構賞与額」という。)に限る。)と、当該1年間の前1年間において6月又は12月に支給を受けた機構における賞与に相当する額(扶養手当に相当する額を除く。)(以下「前職賞与額」という。)にそれぞれ差額が生じる場合は、6月及び12月に支給する賞与それぞれの額に次の号の調整額を加えるものとする。ただし、算出した調整額が零を下回る場合においては調整を実施しない。
  - (1)調整額=6月又は12月の前職賞与額-6月又は12月の機構賞与額
- 7 新給与規程第7条の規定に基づき平成19年4月1日以降において職務等級を上位の 等級に昇格させた者については、第5項に基づき算出した賞与支給額に昇格前の賞与係 数と昇格後の賞与係数の差に賞与基礎額を乗じて得た額を加えるものとする。ただし、 加算後の額は新給与規程の規定に基づき算出した賞与の額までを限度とする。

附 則(平成19年7月18日19規程第20号)

この規程は、平成19年7月18日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則(平成19年11月28日19規程第24号)

この規程は、平成19年11月28日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則(平成20年4月1日20規程第7号)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年12月25日20規程第13号)

この規程は、平成21年1月1日から施行する。

附 則(平成21年3月18日21規程第3号)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成21年6月11日21規程第6号)

- 1 この規程は、平成21年6月11日から施行する。
- 2 平成21年6月に支給する賞与に関する附則(平成19年3月30日19規程第6号) 第6項第1号の適用については、同号中「6月又は12月の前職賞与額-6月又は12 月の機構賞与額」とあるのは「6月の前職賞与額に100分の90を乗じて得た額-6 月の機構賞与額」とする。

附 則(平成21年11月30日21規程第17号)

- 1 この規程は、平成21年12月1日から施行する。
- 2 平成21年12月に支給する賞与に関する附則(平成19年3月30日19規程第6号)第6項第1号の適用については、同号中「6月又は12月の前職賞与額-6月又は12月の機構賞与額」とあるのは「12月の前職賞与額に1000分の943を乗じて得た額-12月の機構賞与額」とする。

附 則(平成22年3月30日22規程第2号)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成22年11月30日22規程第15号)

- 1 この規程は、平成22年12月1日から施行する。
- 2 平成22年12月に支給する賞与に関する附則(平成19年3月30日19規程第6号)第6項第1号の適用については、同号中「6月又は12月の前職賞与額-6月又は12月の機構賞与額」とあるのは「12月の前職賞与額に1000分の909を乗じて得た額-12月の機構賞与額」とする。
- 3 平成30年3月31日までの間、職員(独立行政法人医薬品医療機器総合機構給与規

程(以下この項において「給与規程」という。)第5条第5項に規定する別表第1の適用を受ける職員のうち、6等級以上である者であってその号俸がその等級における最低の号俸でないものに限る。(以下この項及び次項において「特定職員」という。))に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日)以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

- (1)俸給(職責給を除く。) 能力基準給月額に100分の3を乗じて得た額(当該特定職員の能力基準給月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該特定職員の属する能力基準給の等級の最低の号俸の俸給月額(当該特定職員が給与規程第32条の適用を受ける者である場合にあっては、当該最低の月額から規定された支給割合を乗じて得た額。以下この号及び次号において同じ。)に達しない場合(以下この項において「最低号俸に達しない場合」という。)にあっては、支給対象となる能力基準給から当該特定職員の属する能力基準給の等級における最低の号俸の月額を減じた額に2を乗じて得た額(以下この項において「俸給月額減額基礎額」という。))
- (2)地域手当 当該特定職員の能力基準給月額に2を乗じて得た額(最低号俸に達しない場合にあっては、俸給月額減額基礎額)に100分の20を乗じた額に100分の1.5を乗じて得た額
- (3) 賞与 給与規程第25条に規定する当該特定職員の賞与支給額に100分の1.5 を乗じて得た額
- 4 前項において平成22年4月1日前に55歳に達した職員の適用については「当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日」とあるのは独立行政法人医薬品医療機器総合機構給与規程附則(平成22年11月30日22規程第15号)の施行日と、「55歳に達した日後における最初の4月1日後」とあるのは「同日後」とする。
- 5 前4項に規定するもののほか、特定職員の給与の減額に関し必要な事項は、国家公務 員の例に準じる。

附 則(平成23年3月29日23規程第5号)

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 附則(平成22年11月30日22規程第15号)第3項の規定により給与が減ぜられて支給される職員の職責給は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構職員給与規程 (以下「給与規程」という。)第5条第3項の規定にかかわらず、同項の規定による額に100分の98.5を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。
- 3 平成23年4月1日において43歳に満たない職員(その職員の受ける能力基準給の級における最高号俸を受けるものを除く。)のうち、平成22年7月1日において給与規程第8条の規定により昇給した職員の平成23年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合の同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。なお、職務給については俸給表において定める等級及び号俸により決定する。

4 前3項に規定するもののほか、給与の昇給に関し必要な事項は、国家公務員の例に準じる。

附 則(平成24年3月29日24規程第7号)

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成24年6月に支給する賞与の額は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構職員給与規程(以下「給与規程」という。)第25条第2項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される賞与の額(以下この項において「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、賞与は支給しない。
  - (1) 平成23年4月1日(同月2日から平成24年3月31日までの間に、職員以外の者又は職員であって給与規程第5条第5項の別表第Iの俸給表の適用を受けるもののうち、その等級及び俸給が次表に掲げるものであるものから当該職員以外の職員(以下「減額改定対象職員」という。)となった者にあっては、その減額改定対象職員となった日)において減額改定対象職員が受けるべき俸給、扶養手当、地域手当、単身赴任手当、住居手当及び初任給調整手当の月額の合計額に100分の0.37を乗じて得た額に、同月から施行日の属する前月までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、本俸を支給されなかった期間、減額対象職員以外の職員であった期間がある職員にあっては、当該期間の月数を減じた月数)を乗じて得た額

等級	号 俸
1 等級	1号俸から93号俸まで
2等級	1号俸から76号俸まで
3 等級	1号俸から60号俸まで
4 等級	1号俸から44号俸まで
5 等級	1号俸から36号俸まで
6 等級	1号俸から28号俸まで
7等級	1号俸から16号俸まで
8 等級	1号俸から 4号俸まで

- (2) 平成23年6月1日及び平成23年12月1日において減額改定対象職員であった者に同月に支給された賞与の額にそれぞれ100分の0.37を乗じて得た額
- 3 平成24年4月1日において36歳に満たない職員(その職員の受ける能力基準給の 級における最高号俸を受けるものを除く。)のうち、平成19年7月1日、平成20年 7月1日又は平成21年7月1日のいずれかにおいて給与規程第8条の規定により昇 給した職員の、平成24年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものと した場合の同日に受けることとなる号俸の最大で2号俸上位の号俸とする。なお、職務 給については俸給表において定める等級及び号俸により決定する。
- 4 前2項に規定するもののほか、給与の減額及び昇給に関し必要な事項は、国家公務員の例に準じる。

附 則(平成24年7月20日24規程第21号)

- 1 この規程は、平成24年8月1日から施行する。
- 2 平成24年12月及び平成25年6月における職員に対する賞与の支給に当たっては、この規程による改正後の独立行政法人医薬品医療機器総合機構職員給与規程(平成16年4月1日16規程第4号。以下「新規程」という。)附則第4項及び第6項の規定にかかわらず、当該各項の規定に基づき支給されることとなる賞与の額(以下「基準額」という。)から、次の各号に掲げる額の合計額に2分の1を乗じて得た額に相当する額(以下「調整額」という。)を減ずる。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、賞与は支給しない。
  - (1) 当該職員に対して平成24年4月1日から同年7月31日までの間(以下「特定期間」という。)に支給した能力基準給の額に2を乗じて得た額に、新規程附則第3項第1号に規定する支給減額率(以下「支給減額率」という。)を乗じて得た額に相当する額
  - (2) 特定期間において当該職員に対して支給した職責給の額に、100分の10を乗じて得た額に相当する額
  - (3) 特定期間において当該職員に対して支給した能力基準給の額に2を乗じて得た額に100分の18を乗じて得た額に支給減額率を乗じて得た額及び特定期間において当該職員に対して支給した職責給月額に100分の18を乗じて得た額に100分の10を乗じて得た額の合計額に相当する額
  - (4) 当該職員に対して平成24年6月に支給した賞与の額に100分の9.77を乗じて得た額に相当する額
  - (5) 当該職員に支給した特定期間における勤務に係る第2条第8号に規定する超過勤務 手当の額から、新規程附則第5項の規定に基づき算出した当該職員の勤務1時間当たり の給与の額を基に第19条の例により算定した額を減じた額に相当する額
  - (6)前各号に掲げるもののほか、特定期間における当該職員の勤務状況その他の事情に 照らし、新規程附則第3項から第8項までの例に準じて調整を行うことが必要な額

附 則(平成25年3月14日25規程第3号) この規程は、平成25年3月15日から施行する。

附 則(平成25年3月28日25規程第8号) この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成25年9月30日25規程第21号) この規程は、平成25年10月1日から施行する。

附 則(平成26年3月20日26規程第4号) この規程は、平成26年3月20日から施行する。

附 則(平成26年3月20日26規程第7号) この規程は、平成26年4月1日から施行する。 附 則(平成26年12月9日26規程第25号)(抄)

1 この規程は、平成26年12月10日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則 (平成27年3月31日27規程第2号) (施行期日)

第1条 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

(俸給の切替えに伴う経過措置)

- 第2条 平成27年4月1日(以下「切替日」という。)の前日から引き続き独立行政法人医薬品医療機器総合機構職員給与規程別表第1(以下「俸給表I」という。)の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額に達しないこととなるものには、平成30年3月31日までの間、俸給月額のほか、その差額に相当する額(6等級以上である者(以下この項において「特定職員」という。)にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日)以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額)を俸給として支給する。
- 2 切替日以降に新たに俸給表 I の適用を受けることとなった職員について、前項の規定 による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、 同項の規定に準じて、俸給を支給する。
- 3 前2項の対象となる職員が切替日から平成30年3月31日までの間に降格又は降給となった場合には、第1項中「同日において受けていた俸給月額」とあるのは、「同日において受けていた俸給月額から、降給によって減額となった額(職責給の減額分を除く。)を控除した額」とする。

(平成30年3月31日までの間における地域手当に関する特例) 第3条 削除

(平成28年3月31日までの間における単身赴任手当に関する特例)

第4条 新給与規程第15条第2項中「30,000円」とあるのは、平成28年3月31 日までの間は、「26,000円」とする。

附 則(平成27年7月28日27規程第15号)

- 1 この規程は、平成27年7月28日から施行する。
- 2 第2条の規定による改正後の独立行政法人医薬品医療機器総合機構職員給与規程第13条第2項及び第4項については、平成30年3月31日までの間で別に定める日までの間は、なお従前の例による。

附 則(平成27年8月18日27規程第21号) この規程は、平成27年8月18日から施行する。 附 則(平成28年3月14日28規程第1号)

- 1 この規程中、第1条、第2条及び第5条から第7条までは平成28年3月15日から 施行し、平成27年4月1日から適用し、第3条及び第4条は平成28年4月1日から 施行する。
- 2 独立行政法人医薬品医療機器総合機構役員給与規程第9条第2項の適用については、 平成27年6月支給の特別手当に関しては、同項中「100分の150」とあるのは「100分の147.5」とし、平成27年12月支給の特別手当に関しては、同項中「100分の165」とあるのは「100分の167.5」とする。
- 3 独立行政法人医薬品医療機器総合機構継続雇用職員就業規則第15条第2項の規定の 適用については、平成27年6月支給の勤勉手当に関しては、同項中「100分の37. 5」とあるのは「100分の35」と、平成27年12月支給の勤勉手当に関しては、 同項中「100分の37.5」とあるのは「100分の40」とする。
- 4 独立行政法人医薬品医療機器総合機構任期付職員就業規則第1条第1項第1号に規定する任期付職員の年俸については、同就業規則第8条第1項の規程にかかわらず平成28年3月31日までの間は、次に掲げる号俸に基づく年俸を適用する。

号俸	年俸						
1	5, 588, 460円						
2	6,441,660円						
3	7, 323, 300円						
4	8, 460, 900円						
5	9,840,240円						
6	11, 233, 800円						

5 独立行政法人医薬品医療機器総合機構任期付職員就業規則第1条第1項第2号に規定する任期付職員の年俸については、同就業規則第8条第2項の規程にかかわらず、平成28年3月31日までの間は次に掲げる号俸に基づく年俸を適用する。

号俸	年俸					
1	4,649,940円					
2	5, 161, 860円					
3	5, 560, 020円					

附 則(平成28年6月24日28規程第16号)

この規程は、平成28年7月1日から施行する。

附 則(平成28年12月14日28規程第22号) この規程は、平成29年1月1日から施行する。

附 則 (平成29年1月24日29規程第2号) (施行期日)

第1条 この規程は、平成29年2月15日から施行し、平成28年4月1日から適用す

る。

(平成28年度の経過措置)

- 第2条 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間(以下この条において「平成28年度」という。)における扶養手当の支給については、第1条による改正後の独立行政法人医薬品医療機器総合機構職員給与規程(以下「新職員給与規程」という。)第11条及び第12条の規定は適用せず、なお従前の例による。
- 2 平成28年度における独立行政法人医薬品医療機器総合機構継続雇用職員就業規則第 15条第2項の適用については、同項中「勤勉手当の額は勤勉手当基礎額に100分の 40」とあるのは、「6月の勤勉手当の額は勤勉手当基礎額に100分の37.5を、 12月の勤勉手当の額は勤勉手当基礎額に100分の42.5」とする。

(平成32年3月31日までの間における扶養手当に関する特例)

- 第3条 平成29年4月1日から平成32年3月31日までの間における扶養手当の支給については、新職員給与規程第11条及び第12条の規定にかかわらず、この条の定めるところによる。
- 2 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間における扶養手当の支給については、第1条による改正前の独立行政法人医薬品医療機器総合機構職員給与規程(以下この項において「旧職員給与規程」という。)第11条及び第12条の規定を適用する。この場合において、旧職員給与規程第11条第3項中「16,000円」とあるのは「12,200円」と、「8,000円」とあるのは「同項第2号に該当する扶養親族(子に限る。)は9,700円とし、その他の扶養親族は7,900円」と、「13,500円」とあるのは「同項第2号に該当する扶養親族(子に限る。)は12,200円、その他の扶養親族は11,000円」とする。
- 3 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間における扶養手当の支給については、新職員給与規程第11条(第1項ただし書を除く。)及び第12条の規定を適用する。この場合において、新職員給与規程第11条第3項中「7,900円(別表第1の俸給表□の適用を受ける職員でその職務の等級が8等級であるもの(以下「俸(□)8等級職員」という。)にあっては、4,300円)」とあるのは、「7,900円」とする。
- 4 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間における扶養手当の支給については、新職員給与規程第11条(第1項ただし書を除く。)及び第12条の規定を適用する。この場合において、新職員給与規程第11条第3項中「8等級である」とあるのは、「8等級以上であるもの及び別表第2の俸給表Ⅱの適用を受ける職員でその職務の等級が4等級以上である」とする。
- 5 前各項に規定するもののほか、平成29年4月1日から平成32年3月31日までの間における扶養手当の支給に関し必要な事項は、国家公務員の例に準じる。

附 則(平成30年1月11日30規程第1号)抄 (施行期日等)

第1条 この規程は、平成30年2月1日から施行する。ただし、第3条、第5条及び第

- 12条の規定は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の職員給与規程(以下「新職員給与規程」という。)の規定及び第6条の規定による改正後の任期付職員就業規則の規定は、平成29年4月1日 (以下「適用日」という。)から適用する。
- 3及び4 略

#### (退職者の特例)

第2条 適用日からこの規程の施行の日の前日(以下「施行日前日」という。)までに退職(理事長の要請に応じ引き続き国家公務員等となるために退職した場合を除く。)した職員の平成29年度の給与については新職員給与規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

### (経過措置)

- 第4条 適用日(同日から施行日前日までに新たに採用された職員にあっては、当該採用の日。以下この項において同じ。)における職員の職務基本給の額は、適用日において支給を受けていた額に、当該職員の適用日における能力等級及び号俸に係る新職員給与規程別表1又は別表2中に定める額から適用日における能力等級及び号俸に係る第1条の規定による改正前の職員給与規程別表1又は別表2に定める額をそれぞれ減じた額を、それぞれ加えた額とする。
- 2 新職員給与規程第8条の規定に基づき算定した平成29年7月1日の昇給後の職務給の額が、この規程による改正前における同日の職務給の額を下回ることとなる職員がいる場合には、当該職員の同日の職務給の額は、前項の規定にかかわらず、当該改正前の職務給の額とする。
- 3 施行日前日において職員就業規則第9条第1項(第4号を除く。)の規定により休職を命じられている職員の給与については、第2条の規定による改正後の職員給与規程第32条第2号及び第3号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

### 4 略

(平成29年12月に支給する賞与に関する特例)

第5条 独立行政法人医薬品医療機器総合機構人事評価規程(平成19年規程第7号)第7条第2項の規定により決定された平成28年度の評語がS又はA+であった者(職務等級がMGRI及びMGRIIである職員並びに附則第2条に規定する職員を除く。)の平成29年12月に支給する賞与の額は、新職員給与規程第25条第2項の規定に基づき算出した額に、S評価については15,000円、A+評価については10,000円をそれぞれ加えた額とする。

# (平成30年4月1日における号俸の調整)

第6条 平成30年4月1日において37歳に満たない職員(その職員の受ける能力基準 給の級における最高号俸を受けるものを除く。)のうち、平成27年7月1日おいて職 員給与規程第8条の規定により昇給した職員の平成30年4月1日における号俸(次項 において「新号俸」という。) は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に 受けることとなる号俸(次項において「旧号俸」という。)の1号俸上位の号俸とする。

2 前項に規定する職員の平成30年4月1日における職務基本給の額は、この項の規定 の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる職務基本給の額に、新号俸から 旧号俸を減じた額を加えた額とする。

(補則)

第7条 この附則に規定するもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、国家公務 員の例に準じて、別に定める。

附 則(平成30年1月29日30規程第2号) 抄 この規程は、平成30年2月1日から施行する。

附 則(平成30年4月23日30規程第13号) 抄 この規程は、平成30年5月1日から施行する。

別表第1	俸給表	T

1-8   1-8											
\$ 7,000   1,00	号俸 1	1 等級 71.300	2 等級 96 400	3 等級		5 等級 144 000		7 等級		9 等級 229,000	
1		71,900	97,300	115,300	132,000	145,100	160,400	182,500	205,100	230,600	262,100
1											
1	5	73,600	99,900	117,600	134,800	148,300	163,700	186,000	208,500	235,100	266,800
1	6 7										
10 3.000   10.400   11.400   1		75.200	102,600	120,000	137,800	151,700	166,900	189,600	211,800	239,600	270,400
11 3-100		75,800 76,500							212,800 213,800		
1.0   3.4   3.6	11	77,100	105,200	122,200	140,900	155,000	170,000	193,500	214,900	244,000	273,400
1-4		77,800 78,400				156,100 157,200		194,900 196,100			
10	14	79,200	107,700	124,400	143,900	158,200	173,000	197,200	217,700	248,100	275,900
1	15 16	79,900 80,700	108,600 109,500	125,000 125,700	144,900 145.900	159,300 160,400	174,100 175,100	198,300 199,500	218,700 219,700	249,200 250,400	276,500 277,100
1	17	81,400	110,300	126,500	146,900	161,400	175,900	200,400	220,600	251,400	277,700
1.00			111,200	127,300				201,400			
1.1	20	83,600	112,800	129,100	149,900	164,400	178,800	203,300	223,300	253,600	279,100
A	22										279,000
2.5   16   10   10   11   12   12   12   12   12			115,200								
1.00	25	89,600	116,600	133,500	154,900	169,100	183,700	207,900	227,100	256,900	
22   22-20   11-70   1	26	90,500	117,300	134,400	155,900	170,000	184,600	208,600	227,700	257,500	
10	28							210,200	229,000		
1	29	92,900	119,300	137,100	158,800	172,800	187,400	211,000	229,500	259,200	
1.5   1.5	31	94,700	120,400	139,000	160,900	174,700	189,200	212,300	230,200	260,100	
3-3	32										
3-8 95.00 12.200 12.200 14.5.200 17.5.2	34	97,100	122,300	141,600	163,600	177,400	191,600	214,100	231,300	261,400	
27	35 36	97,900 98,600	122,900	142,500	164,500 165,600	178,300 179,200	192,300	214,800 215,400	231,700	261,700 262,000	
100,000   120,000   120,000   140,	37	99,300	124,000	144,200	166,500	179,900	193,800	216,000	232,200	262,300	
40   10   200   12   10   100   14   100   16   200   16   200   27   200   23   200   24   200	38 39	99,900 100,600	124,700 125,400	145,100 146,000	167,500	180,500	194,400 195,000	216,400 216,800	232,500 232,800	262,600 263,000	
4.2 102.500 125.500 125.500 145.500 151.500 15	40	101,200	126,100	146,900	169,400	181,900	195,600	217,200	233,100	263,300	
4. (10.3.20) (20.5.00) (10					170,400 171.300					263,600	
6C 19.6 (0) 128.00   150.00   170.00   184.00	43	103,200	128,200	149,300	1 /2,200	183,600	197,300	218,200	233,800		
460   155,100   130,100   151,120											
46	46	105,100	130,100	151,700	174,600	185,000	198,600	219,300	_0 1,100		
40					175,400 176,100						
100,000	49	106,900	132,100	153,900	176,900	186,300	199,600	220,100			
\$22   100,000   133,000   150,000   177,400											
10,000   136,000   186,000   179,000   186,000   20,000   22,100	52	108,500	133,900	156,200	178,400	187,500	200,300	220,700			
10,000   136,000   186,000   179,000   186,000   20,000   22,100	53 54										
Section   11,12,000	55	110,000	135,600	158,600	179,900	188,600	200,800	221,300			
Section   11,12,000	56 57										
00   11-14   100   13-30   300   14-15   300   14-15   300   30   300   300   32-15   300   300   32-15   300   300   300   300   300   300   300   300   30	58	111,200	137,300	160,700	181,200	189,500	201.300	221,800			
8 1 11-460		112,100	138,300				201,400				
62   11.3.00   13.8.00   143.100   182.200   19.0.00   20.2.000   18.1.00   18.1.00   19.0.00	61	112,400	138,800	162,200	182,100	190,300	201,700	222,300			
66	63	113,300	139,800	163,100	182,800	191,000	202,000				
66 1 14.500	64					191,300					
88   115,500   141,800   162,500   183,500   182,500   202,800   183,500   1	66	114,500	141,000	164,100	183,600	191,800	202,500				
Be											
77   116,000   143,100   166,000   183,100   193,100   203,200   77   77   77   77   77   77   77	69	115,900	142,300	165,300	184,500	192,600	202,900				
72											
74 117,700 144,200 166,000 183,000 203,600 777 77 118,000 144,000 167,100 188,200 183,000 203,700 777 118,000 144,000 167,100 188,200 183,000 203,700 777 118,000 144,000 167,800 187,000 194,400 204,000 194,400 204,100 778 118,500 146,000 167,800 187,000 194,400 204,200 203,900 778 118,500 146,000 168,000 187,000 184,000 204,200 204,000 88 118,800 184,000 184,000 184,000 184,000 184,000 184,000 184,000 184,000 184,000 184,000 184,000 184,000 184,000 184,000 184,000 184,000 184,000 184,000 184,000 185,000 185,000 185,000 185,000 184,000 185,000 1	72	116,900	143,500	166,300	185,400	193,400	203,300				
75   118,000   144,400   167,100   188,200   193,900   203,700   77   78   78   78   78   78   78	73		143,900		185,600	193,500					
77	75	118,000	144,400	167,100	186,200	193,900	203,700				
78	76 77	118,300	144,600	167,400	186,500	194,100 194,300	203,800				
80	78	119,100	144,900	167,800	187,000	194,400	204,100				
81 120.100 145.300 168.500 197.00 188.100 195.000 204.400 83 120.500 145.400 168.700 188.100 195.000 204.600 83 120.800 145.600 188.000 188.300 185.000 204.600 83 121.200 145.700 189.200 188.300 185.000 204.700 85 121.200 146.700 189.200 188.300 185.000 122.500 146.500 170.200 189.300 195.700 185.000 122.100 146.700 170.400 189.300 195.700 185.000 122.300 146.700 170.400 189.300 180.000 188.000 180.000 188.000 180.000 188.000 180.000 188.000 180.000 188.000 180.000 188.000 180.000 188.000 180.000 188.000 180.000 188.000 180.000 188.000 180.000 188.000 180.000 188.000 180.000 188.000 180.000 188.000 180.000 188.000 180.000 188.000											
83 120,800 145,500 169,000 183,300 195,100 204,700 84 121,200 145,700 169,200 188,500 195,200 204,300 85 121,500 146,000 169,400 188,000 185,0	81	120,100	145,300	168,500	187,800	194,800	204,400				
84 121,200 145,700 169,200 188,500 195,300 204,800 86 121,800 146,000 169,000 188,500 195,300 204,900 86 121,800 146,000 169,500 188,900 195,500 88 121,800 146,000 169,500 188,900 195,500 88 122,500 146,400 170,000 188,500 195,500	82 83	120,500 120,800	145,400 145,600	168,700 169,000	188,100 188,300	195,000 195,100	204,600 204,700				
86   121,800   146,000   169,600   189,900   195,500   88   102,200   146,200   168,800   189,100   195,500   88   122,200   146,400   170,000   189,300   195,700   89   122,300   146,700   170,400   189,500   195,300   90   123,100   146,700   170,600   190,000   196,000   1	84	121,200	145,700	169,200	188,500	195,200	204,800				
87		121,500 121.800			188,700 188,900		204,900				
89		122,200	146,200	169,800	189,100	195,600					
90	89	122,800	146,500	170,200	189,500	195,800					
92	90		146,700	170,400	189,800	196,000					
93	92	123,400	147,100	170,800	190,200	196,200					
95		123,600	147,100		190,300	196,300					
97	95		147,400	171,400							
98			147,600	171,600							
100	98		147,900	171,900							
101											
103	101		148,400	172,400							
104											
106	104		148,900	173,000							
107 108 149,500 173,800 109 149,600 174,100 110 149,800 174,300 171 111 150,000 174,400 112 150,100 174,600 174,400 115 115 150,300 174,800 115 116 150,700 117 118 150,300 119 119 151,000 120 121 121 151,400 122 151,500 123 124 151,500				173,200 173,400							
109	107		149,300	173,600							
110											
112	110		149,800	174,300							
113											
115	113		150,200	174,800							
116 150,700 1177 150,800 118 150,900 118 150,900 119 151,000 120 151,200 151,200 121 122 151,500 123 151,800 124 151,800 124 151,800											
118 150,300 119 151,000 119 151,000 119 120 151,200 151,200 151,200 122 151,500 123 151,800 15	116		150,700								
119											
121 151.400 1 122 151.500 1 123 151.800 1 124 151.800 1 124 151.800 1 124 151.800 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	119		151,000								
122 151,500 123 151,600 124 151,800	121		151,400								
124 151,800	122		151,500								
125 151,900	124		151,800								
	125		151,900								

備考 この表は、他の俸給表の適用を受けないすべての職員に適用する。

1 2 3 4 5 6	123, 200 124, 500 125, 700	165, 900	198, 400	235, 600	000 100
3 4 5 6		167, 400	199, 800	236, 700	283, 100 284, 600
5 6		168, 900	201, 300	237, 800	286, 200
6	127, 000 128, 100	170, 400 171, 700	202, 700 204, 000	239, 000 240, 100	287, 700 289, 200
7	130,000	173, 400	205, 400	241, 200	290, 400
8	131, 900 133, 800	174, 900 176, 500	206, 800 208, 100	242, 300 243, 400	291, 600 292, 800
9	135, 600	177, 900	208, 100	244, 400	292, 800
10	137, 600	179, 300	210, 700	245, 500	294, 600
11 12	139, 600 141, 600	180, 900 182, 500	212, 000 213, 300	246, 500 247, 600	295, 400 296, 100
13	143, 500	184, 000	214, 500	248, 600	296, 900
14 15	145, 500 147, 500	185, 800 187, 400	215, 800 217, 000	249, 700 250, 700	297, 400 298, 000
16	149, 400	189, 200	218, 200	251, 800	298, 400
17 18	151, 300 153, 100	191, 000 192, 400	219, 300 220, 500	252, 800 253, 800	299, 000 299, 500
19	154, 900	193, 800	221,600	254, 800	300,000
20 21	156, 700 158, 500	195, 100 196, 600	222, 800 223, 600	255, 800 256, 700	300, 500 301, 000
22	160, 300	197, 900	224, 800	257, 600	001,000
23 24	162, 100 163, 800	199, 200 200, 400	226, 000 227, 200	258, 600 259, 500	
25	165, 600	201, 500	228, 200	260, 400	
26 27	167, 000 168, 300	202, 600 203, 700	229, 300 230, 400	261, 300 262, 200	
28	169, 600	204, 900	231, 600	263, 100	
29 30	171, 000 172, 000	206, 000 207, 100	232, 700 233, 800	263, 900 264, 800	
31	173, 100	208, 100	235, 000	265, 700	
32	174, 300	209, 100	236, 100	266, 600	
33 34	175, 500 176, 700	210, 100 211, 100	237, 100 238, 100	267, 400 268, 300	
35	177, 800	212, 000	239, 200	269, 200	
36 37	179, 000 180, 200	213, 000 213, 900	240, 200 241, 300	270, 100 270, 900	
38	181, 400	214, 900	242, 200	271, 700	
39 40	182, 600 183, 700	215, 900 216, 900	243, 100 244, 000	272, 400 273, 200	
41	184, 900	217, 800	244, 800	273, 900	
42 43	185, 600 186, 300	218, 700 219, 600	245, 700 246, 600	274, 600 275, 300	
44	187,000	220, 500	247, 500	276, 000	
45 46	187, 700 188, 400	221, 400 222, 300	248, 300 249, 200	276, 600 277, 100	
47	189, 100	223, 200	250, 100	277, 600	
48 49	189, 900 190, 500	224, 100 225, 000	251, 000 251, 800	278, 100 278, 600	
50	191, 000	225, 800	252, 400	279, 000	
51 52	191, 500 191, 900	226, 700 227, 600	253, 100 253, 700	279, 500 279, 900	
53	192, 400	228, 600	254, 300	280, 300	
54	192, 800	229, 200	254, 900	280, 800	
55 56	193, 200 193, 600	229, 800 230, 400	255, 600 256, 200	281, 200 281, 700	
57	194, 000	231, 000	256, 700	282, 100 282, 600	
58 59	194, 500 194, 900	231, 500 232, 000	257, 100 257, 500	283, 000	
60	195, 300	232, 500	257, 900	283, 400	
61 62	195, 600 195, 800	232, 900 233, 200	258, 400 258, 800	283, 800 284, 300	
63	196, 000	233, 600	259, 200	284, 700	
64 65	196, 300 196, 400	233, 900 234, 300	259, 600 260, 100	285, 200 285, 600	
66		234, 600	260, 500	·	
67 68		235, 000 235, 300	260, 900 261, 300		
69		235, 500	261, 800		
70 71		235, 800 236, 200	262, 200 262, 600		
72		236, 500	263, 100		
73 74		236, 700 237, 000	263, 500 263, 900		
75		237, 400	264, 400		
76 77		237, 700 237, 900	264, 700 265, 100		
78		238, 200	265, 600		
79		238, 500	266, 000		
80 81		238, 800 239, 100	266, 500 266, 900		
82		239, 300	267, 300		
83 84		239, 600 239, 800	267, 800 268, 200		
85		240,000	268, 600		
86 87		240, 300 240, 500	269, 100 269, 500		
88		240, 800	270,000		
89 90		241, 000 241, 300	270, 400		
91		241, 300			
92		241, 800			
93 94		242, 100 242, 400			
95		242, 700			
96 97		243, 000 243, 200			

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に医師又は歯科医師として勤務した経験のある者に適用する。